

第3回佐賀市自治基本条例検証委員会 議事概要

【開催日時】令和3年5月19日（水）午後2時00分～午後4時11分

【開催場所】佐賀商工ビル4階 市民活動プラザA・G会議室

（佐賀市白山二丁目1番12号）

【出席者】

（委員）50音順、敬称略

荒牧軍治、井上亜紀、内川実佐子、小城原直、高原陽子、田島広一、西村康喜、松本昌代

（事務局）

古賀地域振興部長、馬場協働推進課長、前田係長、納富主査、金ヶ江主査、南里主事

【公開又は非公開の別】公開

【傍聴者】なし

【議事概要】

1 開会

（委員長あいさつ）

（委員長）

今日は時間も短く審議する事項がたくさんあるので、早速、審議に入っていきたい。今日の第3回と第4回で条文に沿った検証を行うことになっている。この委員会の一番山場のところに来ていると認識しているので、皆様の活発な意見をお願いしたい。

2 第3回審議事項

（委員長）

今回の検証委員会も、これまでどおり公開で行いたい。

事務局から、これからの審議の進め方について説明をお願いしたい。

（事務局）

本日は、まず、第2回の検証委員会の振り返りを行い、それから、条文に沿った検証（前文～第2章）、第12条までの審議をしていただきたい。

第4回にかけて本格的に条文ごとの議論をし、条例や逐条解説の文言、運用について検証を進めていくこととしている。

本日の終了時間は15時30分を予定している。

今回、どうしても第12条まで審議を終わらなければならないとではなく、きちんと審議いただきながら進めていただきたい。

また、第5回検証委員会は令和3年10月を予定していたが、8月中旬の開催を検討している。開催するかどうか今月中に決定し連絡したい。8月が難しければ、9月末の開催を考えている。

(委員長)

事務局からの説明のとおり、第3回、第4回の進み方によっては、もう少し議論したほうがいいという場合もあり得るので、8月の皆様の予定をお聞かせいただきたい。

場合によっては、審議の回数を増やす可能性があることも理解しているので、そのように進めさせていただきたい。

(委員長)

次第に従い、審議事項の(1)第2回検証委員会の振り返りに入りたい。事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

前回、自治基本条例に関する各委員からの意見、思い、気づきについて、全委員から説明していただいた。主に協議された点としては、「公共の福祉の文言について」「SDGsについて」「クオータ制や女性参画について」「逐条解説が分かりにくい」等である。

確かに委員指摘のとおり、逐条解説の説明が条文そのままになっている箇所も多く、事務局としては、逐条解説の充実や、改善が必要ではないかと感じている。

第2回検証委員会の詳細については、第2回議事概要を参照いただき、誤字脱字等も含めて、気づいた点があれば、事務局へ伝えていただきたい。

(委員長)

キーワードになる部分については、資料の中に記載してあるので、思い出しながら審議を進めていきたい。

また、個別のことで修正等があれば、事務局に申し出ていただきたい。

それでは、第2回検証委員会の振り返りはこれで終了し、条文に沿った検証を進めていきたいと思う。

ただ、全部の議論が終わってからまた前文に戻るといったようなこともある。あまり時間

を取っていると先に進まないため、最終的な結論は後で行いたいと思うので、どういう議論があるかということだけお示しいただきたい。

では、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事前にお送りした資料1を基に議論いただければと思う。

資料1は、前回の検証委員会の資料をベースに作成している。

前回の資料と違うところは、条文の下に逐条解説を加えている点と、前回の審議会の中で出た意見を一部加え、条例に関する意見、逐条解説に対する意見、その他の意見や運用についての意見に分類している点である。

それと、委員の意見に関する事務局からの説明を簡単に書き加えており、詳細について口頭で補足ができればと考えている。

これを基に議論いただきながら、例えば、逐条をもう少し充実させてほしい、運用をいろいろ考えたほうがいい、といったところを1条ごとに審議いただきたい。

(委員長)

前文の条文に関することについては、条文の中の「年齢や性別に関わりなく」というところについて、「国籍等」あるいは「障がいの有無」を加えるという意見が出ているが、これについて何か意見はないか。

まず、私が言っていることは、国籍等については、市民の定義の中に外国人が入っていると思う。条例を作るときに、男女共同参画の理念を条文の中に入れてほしいという意見が相当多く出ていた。当時は男女雇用機会均等があり、その先に男女共同参画という新しい言葉が出てきた段階であったので、前文の中に関わりなく平等に参画しようということで入れていった。

新しく外国の人たちがたくさん入ってくるようになってきたということを考え、外国籍、あるいは、H委員からは「障がいの有無」といったところまで入れてはどうかという案が出ているが皆様の意見はいかがか。

(委員G)

前文の文言は、当初からかなり議論になっていたが、固有名詞や具体例を入れないほうがいいという意見は当初からあった。それを含め、私としては、「年齢や性別」を外してもいいかなと思う。「私たち誰もが」とすることで、佐賀市に住む全ての人々という表現で受け

取られるので、年齢、性別、国籍等、一つ一つにこだわらなくてもいいのではないかと思っ
た。

(委員長)

「誰もが」の中で、その全てのものを包含しようという考え方は、策定時からあった考え
方である。

ただし、男女共同参画やジェンダーの問題を佐賀市がどこにも書かないということに対す
る批判は出るだろう。むしろ条文の中に新たに条項をつくり、男女共同参画をうたい上げる
べきであるという意見も当初から出ていたということを申し上げておきたい。

間違っていると言っているつもりはなく、G委員が言われる「誰もが」の中にも、それ
を含めるというのは当然の表現法だと思うが、一旦書いてしまったものを消すと、何で消し
たのかというような言い方もされるから、付け加えることはあっても、外すといろいろ問題
が起こるということも一般論として覚えておいたほうが良いと思う。

G委員が言われたように、国籍や障がい者だけではなく、この文章に個別に全部入れない
といけなくなってしまうことが前文としてふさわしいかということについては、指摘のとおり
だと思う。

(委員B)

先ほど事務局のから指摘もあったが、逐条解説が結局、本文をただなぞって書かれてい
るのではないか。例えば、条文に関しては、このままにしておいて、逐条解説の中に「年齢や
性別等に関わりなく」というのがそのまま書いてあるが、ここに国籍や障がいの有無、その
他の様々な違いに関わりなく等を付け加えることによって、趣旨を伝えるやり方もあるの
ではないか。

(委員C)

今、B委員が言われたように、G委員の御意見と委員長の御意見を聞いてじっくりきた。
私も実はG委員と同じように、「誰もが」でいいのではと思っていたが、委員長が言われる
ように、書いたものを消してしまうと問題が出てくるということも理解できるので、前文は
このままにしておいて、逐条解説を今後、気づいたときに増やしたりまとめたりしながら進
めていくのがいいのではないか。

(委員E)

私も前文については、条例を作るときに大人数で集まって、公募で集まった皆さんで考えた文章なのでこのままがいいと思う。年齢、性別の前のところ、「わたしたちは」という部分も「我々」等結構堅いものを考えていた。そもそも条例なので、です・ますではないと分かりづらいとか、です・ます調にしたいとか言っていたが、やはり法律上のことがあるので、せめて「わたしたちは」と平仮名で書いて、市民みんなで分かるようにということで意見をまとめて、「わたしたちは」から始めたと記憶している。「年齢や性別に関わりなく」と、書きたいことはたくさんあったので、とりあえず「わたしたち」という第一人称で、自覚するような言い方にしようというつくり方をしたと思う。条例を作るときにたくさんの思いがあったので、正直、前文はこのままで、逐条解説を修正するというのが私の意見です。

(委員H)

条文を変えるならということで「障がいの有無」を出させてもらった。ジェンダーバイアスはいまだに変わっておらず、現状がここまで至っていないと思うので、「年齢や性別」は残すのが妥当だと思う。私は障がい者関係に関わりがあり、障がいのある方への情報がいつていない状況を見ると、どこかでという思いがあり、あえて提案したが、さっきおっしゃったように、「等」という言葉を生かして、逐条解説に加えていきたいというのが本音である。

(委員F)

冒頭にB委員が言われたのに私も賛同したいなと思う。

私も実はこれは外したほうがいいのではないかと思った。というのは、ここに書くことによって、差別等を認めているような気がして、あえて書かないといけないのかなと思っていたが、お二人の意見を聞きながら、なるほどと思いながら、B委員の御提案に賛同したいと思った。

(副委員長)

ここは随分議論したところである。一つ一つ書いていくと、国籍、障がいだけではなく、何でも書かなければならないということで、一番平たく皆さんを表現するのがこの「年齢や性別等に関わりなく」ということで収まったと思う。そういう意味で、皆さんの御意見と同じように、逐条解説で詳しく、こういうことまで含めてということ言えば一番いいと思っている。

(委員長)

今のような意見が出ているので、前文をいじるのではなく、逐条解説の第3段落のところ

の文章をどのようにするか考えていくということで、基本よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(委員長)

事務局でもどのようなものが今の佐賀市で運営していく中で、逐条解説の中に載せていく適当なものがあるのか検討していただきたい。

逐条解説の中で、他にも自治の主体であるとか、「自分たちのまちは自分で治める」という部分についても意見があったと思うがいかがか。

(委員H)

資料にまとめていただいているとおりで、解説に同じ言葉を並べても分からない。単純にそういうこと。だから、詳しくしてもらうとか、置き換えるような形にしてもらえればいいのかと思う。

(委員長)

条文と同じ文章を、逐条解説に載せただけでは解説になっていないということは、事務局も納得されているようなので、もう少し検討していただけるか。

(事務局)

自治、「治める」の部分、これは前文と第1条、第4条にあるが、全部同じように、「自分たちのまちは自分たちで治める」と書いてある。他都市の逐条解説等も参考にしながら、文言の追加修正は検討していきたいと思う。策定当時は、逐条解説に力を注げる部分が少なかったのかと思っており、今回、逐条解説のところは充実したいと思っているので、御意見があった言葉等を拾い上げたいと思っている。

「自治」を調べたところ、「自分や自分たちに関することを自らの責任において処理すること」と説明されていたり、あとはパンフレットやDVD等のコンテンツの中でもさらに説明したいと思っている。

(委員長)

H委員の指摘のとおり、条文の文章をそのまま逐条解説にそのまま載せても意味は分からないということで、少しそこは事務局で悩んでもらってよいか。

これ以外にも幾つか意見が出ているので、その文章については、少し表現を考えていただければと思う。

それでは、先に進めて、第1条の目的のところ、H委員から出された意見についての事

事務局からの説明はあるか。

(事務局)

こちらも前文と同じ意見である。

もう一つ、H委員からの御指摘は、「自治の基本理念」というところが、条文で書いてある文言が逐条解説でも、かぎ括弧でくくって同じように書いているところを具体的かけないかということで、こちらも他都市の逐条解説を参考に、文言追加修正も検討したいと考えている。

(委員長)

第1条以降は法律用語的な表記になるが、逐条解説のところは、それにとらわれなくてもよいわけで、括弧でくくった文章というのは、見ただけでも堅くわかりにくい感じがするので、もう少し分かりやすい文章を練っていただきたいがよろしいか。

(馬場協働推進課長)

事務局で少したたき台をつくっていきたいと思う。

(委員長)

逐条解説は少し思い切って変えていって、もうちょっと分かりやすくしていこうということによろしいか。

次に第2条に対する意見について、事務局から何かあるか。

(事務局)

第2条に関しては3人の委員から御意見をいただいている。

第2号の市民活動団体の定義のところ、まちづくり協議会を入れてはどうかという意見があった。

市民活動団体というのは、自治会、NPO等としており、地域を活動拠点とする自治会等の地縁団体と、志やテーマを基にする特定非営利活動法人(NPO)等、大きくは2つあり、これを一くくりで市民活動団体として定義している。地縁組織の代表として自治会、志縁組織の代表として特定非営利活動法人を1つずつ書こうということで、このように列挙されている。

まちづくり協議会は、その他これらに類する公益性活動を行う団体の中に含まれている。市としては、現在まちづくり協議会は2校区未設置の状況でもあり、定義としては、自治会と特定非営利活動法人という2つを上げている。

(委員長)

副委員長は、まちづくり協議会の会長と自治会の会長をやられているが、こういう事例として上げるときに、自治会とまちづくり協議会との違いや、あるいは重さとかということの感覚はあるか。

(副委員長)

まちづくり協議会には部会があって、各部会にそれぞれの団体が全部入り全体で動いている。自治会というのはやはり住民の代表だから、地域全体の代表としての意識はあるが、まちづくり協議会ができ、全ての団体がその中に入り込んで、全部横並びになって、それぞれの部会で動いているということで、今は、まちづくり協議会という言葉が非常に多く出てきている。

自治会長は、今非常に私どもも悩んでいることだが、毎年3分の1が替わる。複数年でということを経験して3年前から毎年文書でお願いしているが、自治会長の成り手が非常に少なくなってきたということで、今は、まちづくり協議会のほうが前に出ているという感じるが多くなってきているのではないかと。まちづくり協議会になって自治会も横並びになったということではないかと思う。

委員長がおっしゃるように、まちづくり協議会を入れた方が住民の方には分かりやすいと思う。それと同時に、この条例が少しずつ浸透していくのかなという気もする。

(委員長)

委員の皆さんは、まちづくり協議会と自治会とどちらが身近であるか。

(委員F)

自治会の方が身近である。確かにまちづくり協議会があるのは認識しているが、実際どういう活動をしているかというのがよく分からない。

(委員E)

自治会は河川清掃等で身近だったが、子どもができてからは、まちづくり協議会の方が身近である。若いお母さん達にとってはまちづくり協議会の方が身近だと思う。

自治会というと、その上の世代の方が指揮をとっていて、まちづくり協議会の方は若いお母さん、お父さんが廃品回収や花づくり等に参加される。小学校のPTAが入っていて、小学校や中学校の保護者や野球とかの保護者も入っているので、全体的に若い人が多い。

(委員長)

例えば、しめ縄づくり等まちでの行事は、昔は自治会でやっていたと思うが。

(副委員長)

自治会が計画し、子供会と体協で実施していたが、今はまちづくり協議会で実施している。

(委員E)

私のところも、以前は自治会だったが、まちづくり協議会に子ども部門を投げかけているので、まちづくり協議会の方がなじみがある。

(委員長)

副委員長が言われたように、横の連携を取ってやる組織になったので、老人会も、交通安全の人たちも、いろんな人たちが出て、それぞれ部会ごとにイベントもいろいろやっているから、自治会よりも、もしかしたらまちづくり協議会のイベントに参加する機会のほうが多いのかもしれない。

この条例をつくるときに、コミュニティというのを佐賀らしさの中核に据えようということになり、60程の候補の中から、まなざし運動とコミュニティ活動の活発化を佐賀らしさとして自治基本条例の条項の中に入れたという記憶ある。

市はコミュニティを維持・活性化していくため、小学校区単位でまちづくり協議会の設立を提案され、コミュニティの基本は、これからまちづくり協議会でやるよというふうに言われたのを記憶している。佐賀市は多分ほかの都市に比べて圧倒的にコミュニティがまだ健全に動いていると思う。

お金は自治会が握っていて、町費という形で集めたものは自治会が持っていて、何か仕組みがちぐはぐだと思える。

自治会というのは昔からずっとあって、佐賀市が地域の人たちにいろんなことを上意下達していくときの伝達機関として機能してきたが、自治会の役割があまりよく分からなくなってきたのかもしれない。

(副委員長)

自治会と行政の立場になると、結局、行政の伝達を回覧で回したり、校区の単位自治会長に伝えたりというのが多い。

各校区、体協や子供会、老人会、社協、その他全て活動費は自治会から出ている。ただ、まちづくり協議会は市からの補助金で活動しているが、各団体はそれぞれに自治会からお金をもらっている。

ただ令和2年度は、活動ができずに活動費を使いきれずに困っている団体も多かった。

(委員F)

まちづくり協議会というのは自治会の実行部隊なのか。ますます分からなくなってきた。

(副委員長)

まちづくり協議会ができるときに、自治会が全てを把握していたので、どうしても自治会が音頭を取らなければならなかった。我々の校区は既に平成14年からふれあい協議会という団体をつくっていたので、我々で運営していくことになったが、最初の3年間は初めてのことで大変だったがその後はうまくずっと流れていっている。

(委員長)

まちづくり協議会としての規約や組織表があって、そして、市からまちづくり協議会に百数十万円の補助金が出ており、各部会で使っている。部会には自治会がお金を配分している各種団体のほとんどが参画しており、各種団体の長がまちづくり協議会の役員会を構成していることが多い。自治会の実行部隊ではなく、自治会とは別組織になっている。

どちらかという、活動の主体がまちづくり協議会に移ってきて、自治会はお金を持っていて各種団体に配分しているという形。

各世帯から自治会費を集めている自治会と、まちづくり協議会では予算の規模が違う。その代わりに、まちづくり協議会が社会福祉協議会の事業やいろいろな建物の管理を引き受け、収入を得ているところもある。実際に運営の主体になりつつあるという感じはする。

(委員G)

まちづくり協議会で利益を出しているのか。

(委員長)

利益はでていない。農村改善センターの夜の受付等の管理を引き受けていて、収入は人件費に充てている。

(委員E)

以前から変わってきているので、まちづくり協議会を入れた方がいいという意見には私も賛成である。私もまちづくり協議会の部会に入っている。私はマンションに住んでいるが、マンションが建ったときに、自治会に入らないと決めるマンションも出てき始めた。

ラジオ体操や敬老会等に参加したい方は、個別に自治会長のところへ行くということが増えている。

まちづくり協議会はいわゆるボランティアでされているので、花づくりやしめ縄づくり等参加したい行事にだけ参加できる。自治会が弱まってきていると感じていて、まちづくり協議会のほうが身近に感じる。

(副委員長)

自治会は任意団体なので、加入は強制ではない。今、佐賀市の自治会加入率は80%弱だったと思う。マンションがなかなか入らない。

(委員E)

私はマンションの理事長をやっている。地域と付き合いたくないからマンションに来たという方が多く、多数決を採ると自治会に入らないとなる。田舎のほうですら結構入っていないので、これから増えていくと思う。

(委員長)

自治会は今のままの形で運営していかれるのか。

(古賀地域振興部長)

総務部が所管だが、個人的な考えとしては、佐賀はコミュニティの絆が強いまちで、向こう三軒両隣の付き合いが昔からあって、その付き合いがだんだん生活様式とかも変わってきて希薄になってきていて、その向こう三軒両隣をもう少し大きくしたのが単位自治会というふうに思っていた。大体集落単位であるが、そこで公役をしたりされていたと思う。

今小学校校区と大体同じ規模で校区自治会がある。行政が財政的にも人的にも関わられるのはこの校区自治会までと思える。

(委員長)

校区自治会にはお金を出しているのか。

(古賀地域振興部長)

出している。そこから単位自治会にも下りていると思う。ただ、単位自治会は全部合わせると670近くあるので、そこに行政が関わっていくのは厳しく、校区自治会単位で何かコミュニティを維持できないかなど。自治会はどちらかというと、行政が伝えたいことを自治会にお願いして伝えていただいたり、まちづくり協議会がきる前はいろんな困り事、例えば公役や、校区一斉清掃等を自治会でやっていただいていたが、先ほど言われたとおり、加入率がどんどん落ちてきていることや、高齢化していることもあり、まち協をつくったのは、合併したこともあるが、地域によって困り事が違うということがある。やはり環境が全然

違って、先ほど言ったとおり、行政もなかなか入っていけないので、地域の方が困り事は自分たちで一番分かっているから、自由にお金を使い、少しでも困り事を解消していただくということで、まちづくり協議会を小学校校区単位でつくっている。

他市の先進的事例では、地域活動組織とあって、法人化されているところもあり実際に利益を生んでいるところもある。それはコミュニティビジネスを地域の方でやられていて、自然エネルギー等が多い。バイオマスや太陽光発電、小水力発電を自分たちで国の補助をもらって実施し、売電した利益を地域に還元するというやり方をされている。

将来的にはそのようになったほうがいいのかと思う。行政もお金を工面するというのが厳しくなっているから、特に山間部等では生活ができなくなっている。お店やガソリンスタンドが撤退したりすると、そういう地域活動組織を自分たちでつくられて、お店をやりながら、ガソリンスタンドも一緒に運営するとか、交通網も整備されていないから、自分たちで地域移動支援をやるか、そういうふうにして、そこで暮らしながら、なおかつお金も地域内で循環させるというやり方をされている。ですから、例えば、自治会でも、まちづくり協議会でも、新たに会社を立ち上げてもいいから、地域に合った組織で、地域で生活しながら、できればお金も生み出すようなビジネスにまで発展したらいいのかなというふうになっている。

(委員長)

私が住んでいるところでは、まちづくり協議会が、いわゆる福祉コミュニティタクシーを運行している。寄附や自治会等の資金を使い、運転手はボランティアが担っている。高齢化が進んでいったときに、自動車の運転ができないと暮らしていけない。このようなことを、まちづくり協議会がやっているから、主役はまちづくり協議会に移ったのではないかという意識があった。また、自治基本条例をつくる時にコミュニティを支える基盤として、まちづくり協議会を育てたいということで、何かそういう方向に動くのではないかと思い提案してみた。これから先の自治会の在り方にも関わってくるから、そこまで我々が議論することはできないから、条文の文言は最終的にはどちらでも構わないと思っている。

(委員長)

それでは第2条に進む。「公共の福祉」について、前回、多くの意見が出たテーマである。事務局から補足説明があるか。

(事務局)

前回の委員会でもいろいろな議論があった点である。条文ではまちづくりの定義として「公共の福祉を増進するために行われる活動の総体」としている。逐条解説の文言もほぼそのまま書いてある形になってしまっている。

分かりにくいという御指摘のとおりだと思う。事務局としては、他都市の事例も参考にしながらパンフレットで使用されている文言を追加することも検討したいと考えている。

パンフレットでは「まちづくりとは」ということで、道路や公園の整備等のハード的な部分だけではなく、地域の清掃活動、伝統活動、まつりやイベントなど、ソフト的な部分もあり、みなさんに取り組んでもらえるまちづくりは、身近にたくさんあるので、身近なところからどんどん参加していきましょう、ということが書かれている。

いわゆる社会全体の共通の利益である公共的な福祉を増進するというので、まちづくりを規定してあるが、逐条解説をパンフレットのような文言に変更したり、追加したりが必要と考えている。

(委員長)

「公共の福祉に反しない限り」という言葉はよく聞くが、「公共の福祉を増進する」という使い方があるか。

(事務局)

憲法で「公共の福祉に反しない限り」という文言で使われているので、そのイメージ強いが、「公共の福祉の増進」という言葉は、佐賀市の他の条例でも使われている。また、他市の自治基本条例においても、まちづくりの定義の中に「公共の福祉の増進」という言葉が使われているところもある。

(委員B)

前回の委員会で議論があったので、帰って調べてみたところ、やはり他市でも使っているところがあった。

それ以外に「公共の福祉の増進」という言葉が都市計画法等で使われている。

ただ、ここでの使われ方は、建物を建てる時に一定の利益を考えながらというようなところがあるので、語感として違和感がないとは言えないが、人によってそれほど違和感を感じない方もいらっしゃる。

法律用語以外の場面で公共の福祉のためにという文言が使われていて、非常に多義的に使われているところがある。私たちが言っている「公共の福祉の増進」というのはこういう

ことなのだということを、具体例を挙げながら入れることで理解できるようになっていくのではないかと考える。

(委員長)

多分、佐賀市の担当者の方もこのまちづくり自治基本条例を表現するときに、「まちづくりとはなんであるが自分たちで問いかけて、パンフレットの文言を作成されたと思う。逐条解説も何か書き換えてみるのはいいかもしれない。もう少し分かりやすく直してみてもどうか。

それでは、第3条についてはいかがか。

(事務局)

逐条解説で「訓示的」「宣言的」という表現は難しいのではないかという意見が出ている。「訓示的」は、上から下へ命令的な意味合いではないか、「宣言的」というのは、そういう言い方があるのかという質問、指摘である。

これは、他の条例や規則等の総合調整を図ること、そういう意識づけを促すという意味で「訓示的」「宣言的」と書いている。この条例を尊重した上でそれぞれの取組を行ってくださいということと、宣言的とは、命令的の対義語で全体的な指示という意味。ただ、これも他都市の逐条も参考にしながら文言の追加、修正も検討していいと思っている。

(委員長)

この委員会で書いた文書でないのでは。私たちにはこのような言葉は思いつかない。おそらく、我々から手渡した後、付け加わっていると思う。

この条例が、条例としてどこに位置するのかという議論があったことは記憶しているが、「訓示的」、「宣言的」という文言を我々自身が書いた覚えはないので、もうちょっと分かりやすくしていただきたい。

第4条、「自分たちのまちは自分たちで治める」についてはいかがか。

(事務局)

前文や第1条と同じ内容で、逐条解説の文言が条文と同じではないかというもの。逐条解説の説明をわかりやすくするため、文言の追加、修正を事務局で検討したいと思う。

(委員長)

事務局で検討いただきたい。

第5条、情報共有の原則のところの説明をお願いしたい。

(事務局)

逐条解説に関する意見として、情報共有の原則の中で、市民が情報を共有するためには行政の協力が必要であること。まだ市民が情報を収集しているとは思えないので、逐条解説の中で情報共有の具体的にもう少し示してはどうかという意見が出ている。

事務局としては、逐条解説の中にパンフレットで使用されているような文言を追加することを検討したいと考えている。パンフレットでは、行政としても分かりやすい情報を出し、民間も、事業所も含め分かりやすい情報を出していこうということを記載している。

(委員長)

少なくとも市民も情報を取りにいかなければならないという意見がずっと出ていたのは記憶している。特に、災害時には自分の命を守るために自分で情報を取らないといけない。行政が出したものは、詳しく書こうとして分かりにくくなり、伝わらない事もある。詳しく書こうとするだけでなく、分かりやすくどう伝えるか、最近はスマートフォンや映像等新しい情報の伝え方もあるので活用していかなければならない。

私は「つながるさがし」の愛読者である。「つながるさがし」には地域の情報がたくさん書いてある。あれだけの情報を市報に載せることは難しいが、ほかのまちづくり協議会や自治会がどんな活動をしているか、公民館が何をしているか等、様々な情報が「つながるさがし」には載っている。

そういう新しいツールでの表現法も進んできているので、次の世代ぐらいには気軽に情報を取れるようになるのではないかな。

(委員H)

聴覚障がいや視覚障がいを持っている方にとっては、自分から情報を取るということは難しい。いくらいいものを作っても、伝わらないと意味がない。情報を伝える手助けがなければ、災害時に逃げ遅れたり、行方が分からなくなったり、今は新型コロナウイルスのこともあるのでとても難しいと感じる。

(委員長)

障がいをお持ちの方や、独り暮らしの高齢者等の情報を民生委員が持っていないと、災害時には厳しい。

だから、市が一方向的に情報を流すだけでは無理なので、まちづくり協議会や社会福祉協議会等がどのように動くかというのが重要になってきたと思う。

ネットワークさえ何かつくっておいて、隣の人が伝えてあげるということが必要ではないかと思う。第5条はこれでよろしいか。

第6条の公共の福祉の表現については、第2条で議論したので、第7条にいきたいと思う。それでは、第7条について事務局から説明願いたい。

(事務局)

第7条は、第5条と少し関連があるかと思うが、逐条解説の中で「市民等は、主体的に行動するために、自ら積極的にまちづくりに関する情報を収集する」とあり、個人では十分な情報収集はできないのではという意見である。

この説明は、市民自ら積極的に情報を取り、情報を取れるように行政やそれぞれの団体も務めていくということ。前回の検証委員会においても、例えば、災害などに関しては行政としても限界があるため、市民も自ら積極的に主体的に動くことでまちづくりがよりよいものに近づくのではないかという点でここは大事だという意見が出されていた。

(委員G)

「自ら」というのは、前文にある「わたしたちは」というところにつながっていると思う。

(委員長)

「自ら」に込められたものは、G委員が言われたとおりであろう。次に、第8条についてG委員から何かあるか。

(委員G)

市民活動団体とコミュニティ活動との違いということで、先ほどコミュニティの中にまちづくり協議会を入れてはどうかということや、市民活動団体の中に入れてはどうかという議論があったが、私としては市民活動とコミュニティは若干離しておかなければならないと思う。先進的な校区を除き、多くのまちづくり協議会は、市からの補助金をもとに活動しているだけで、自らの活動の中で資金調達ができるところまで進んでおらず、まだ市民活動団体と名乗るにはまだ早いと感じた。

コミュニティに力を入れてもらいたいところだが、コミュニティのあり方や、活動の在り方をもう少し市民が理解すべきではないかと思う。住民の本当の問題点や課題を拾い上げていないというのが現状ではないかと感じており、コミュニティ活動をもっと活性化しないといけないが、そのところがまだ到達していないと思うのでコミュニティ活動は市民活動団体

と区別すべきかと思う。

(委員長)

これは第23条のコミュニティと関連して議論してよいか。

(事務局)

第23条のコミュニティについては、次回議論する予定であるので、その際に議論していただいて構わない。

市民活動団体というと、一般的にNPOというイメージがあるが、第8条では、自治会やまちづくり協議会などの地縁団体と、NPO等のテーマ型の団体を含めて市民活動団体として、その役割と責務をこの条項で規定している。

(委員長)

それでは、第9条の事業者のところ、前回、副委員長から意見があったが、このところについて何か意見はないか。

(事務局)

副委員長からは条文の「一員であることを自覚し」を「一員としての自覚を持ち」に変えてはどうかということで、事務局としては大型店の取組のことや、条文の文言を変えることについて、委員会としての意見を伺いたい。

(委員長)

逐条解説の文書を少し変えることが可能か考えてみたい。

(馬場協働推進課長)

大型店の取組について少し紹介したい。大型商業施設と佐賀市が災害時の協定の締結しており、例えば、物資を優先的に供給していただいたり、災害時に飲料を無償提供する自動販売機の設置していただいたりしている。

また、資源物回収への協力などをやっている大型店もある。

(副委員長)

コンビニでもそのような取り組みは行われているが、やはり、支店長の考えによって、変わってくるのではないか。

災害時には皆さんまちづくり協議会ではなく、自治会長のところ、相談に来られる。これが、自治会とまちづくり協議会の一番の違いではないか。自治会と民生委員がコミュニケーションを取っておかないと、災害時にはうまく機能しない。民生委員だけでは要援護者

の救助等は難しく、自治会の協力が必要。

(事務局)

条例の文言を変えた方がいいのか、運用の中で取組でいく方がいいのか、ほかの委員意見も伺いたい。

(委員長)

多分事業者をまちづくりに引きずり込むのは市民の側だという気がする。大規模店舗であれば、物を売り買いする場を提供することによって佐賀市に貢献しているというような意識だと思うので、SDGsのように、いろいろな形で社会的な多様な価値観というものに引きずり込まなければならないと思う。

むしろ積極的に市民側が大きな社会的な目標に対して事業者を参画させるようなことが必要ではないか。佐賀市もSDGs宣言行い、事業者も大きな目標に対して、自分の得意なところで参画してもらおう。先進的な活動をしていないと海外のように反運動が起こる可能性があるということを知ってもらい、まちづくりに引きずり込みたい。

(委員F)

事業者の一員として発言させていただく。

最近、社会的に貢献したいという企業が増えてきていると思う。大手の企業は別としても、地元企業はやはり佐賀のためという思いを持つ経営者も増えてきたと思うので、これからそういう事業者が増えてくるのかなという気はする。

(委員長)

大型商業施設や大学、公立病院等はその地域にとっての大きな資産であるので、地域の方からまちづくりに引き込んでいくことが必要だと思う。住民からの要望がなければ施設側も動けないので、住民側からどんどん声を上げていった方がいい気がする。

(馬場協働推進課長)

そのとおりだと思う。事業者を市民が引きずり込むというのはすごくいいことだと思った。

先ほど副委員長から、災害時の自治会のことについて発言があったが、自治会の一番核となる部分だと思うし、自治会の役割というのもよく分かった。

(委員長)

時間が長くなったが、第10条と第12条まで審議したい。

事務局から資料の説明をお願いしたい。

(事務局)

第10条は女性議員の比率、クオータ制に関しての意見が出ている。第10条の議会、第12条の職員、第20条の審議会についても併せて質問があった。

資料2の女性委員の参画率について、女性委員の割合は全体で40%、このうち7割ほどが法令に基づくもので女性委員の割合は44%となっている。法令に基づかない要綱等に基づくものは女性の割合が低くなっている。佐賀市全体で72の審議会の1,601人の委員のうち640人が女性で40%と割と高い方だとは思いますが、このうちの要綱等に基づくものが27委員会で参画率が25%と低くなっている。理由としては、母数が少ないことと、自治体や各種団体の役職の方が委員となっており女性がなかなか入ってこないことがある。人権・同和対策・男女参画課では、あて職にこだわらずに委員に推薦するよう取り組んでいるところである。

(委員長)

これを見て感想等はあるか。要綱等に基づくものが減っている理由は何か。

(馬場協働推進課長)

委員自体の母数が少なく、女性が1人減ると率が大きく下がる。

(委員長)

佐賀市では審議会の女性参画率の目標をどのくらいに定めているか。

(事務局)

法令に基づくもの成果目標を42%と定めており、実績として44%。全体では40%となっている。

(委員長)

法令に基づく審議会では42%の目標に対して実績が44%。佐賀県も佐賀市も両方ともほぼ目標を満たしている。

要綱に基づくものについてはやむを得ない部分もあるのか。

(事務局)

要綱に基づくもの自体の委員会が母数として少なく、かつ1人の影響が大きいいため、低いように見えるが、全体としてはそれでも40%を保っている。審議会によってはどうしても女性がゼロになってしまうものもある。

(副委員長)

水対策審議会でも女性を増やそうと言っている。やはり、災害時には女性の力が必要。

委員会によっては、そもそも女性の成り手がいないものもある。

(委員長)

ちなみに、どこかでクォータ制を取り入れるという動きはあるのか。

(事務局)

人権・同和対策・男女参画課にも確認したが、今確かにこの抱えている課題は、委員会の中で団体に推薦依頼をしてもその団体そのものが、うちは男性しかいないという回答だったりするようだが、まず、あて職とその団体推薦の中でも会長や副会長だけではなく、女性の方を増やしてほしいという働きかけをしているところ。

(委員長)

議会の中ではクォータ制が議論されたことはないか。

(古賀地域振興部長)

女性の参画について、一番議論されたのは、機構改革の中で男女共同参画課をつくる時だった。最初は企画課の中に係を作るということを議会に説明をしたが、議会としては、もうこういう時代だから、課として独立して男女共同参画の推進をやるべきだという強い意見があり、課に変えたという経緯がある。

(委員長)

議員数そのものをクォータ制にするという議論はないか。

(古賀地域振興部長)

どうしても選挙で市民の負托を受けて議員になるということなので、もっと女性の方に立候補してほしいという思いはあるが、そこまでの目標設定には至っていない。

(委員長)

私もその意見だったが、ずっと話が変わってしまって、3割と決めておいて、立候補しなかったら、その分議席を空けておけと言っている。その議員定員を空けておいたらいいというぐらいに思っている。それがクォータ制であろう。一定程度の割合を市民が認めようというようなことが議論にならないと、追いつかないため、クォータ制という制度が議論され始めてきていると思う。正論だけではなかなか到達しないので、どこかで無理をするということしなければ突破できないという感じがする。

私は土木工学をやっているが、土木工学の入学試験枠の中に女性枠を3割取ろうということを実際に議論したことがある。そういうことをやらないと、土木が成り立たなくなっ

ている。道路を1本通すにもやはり女性の視点が必要。様々なところでそういうものを多く取り入れていく必要があるので、難しいのは承知の上だが、クォータ制を議論しなければと思った。それぐらいしないと動かないと思う。

(委員C)

自治会長も男性ばかりだと思う。地域で女性を育てるということを今やっておかないと、女性活躍推進とか言うが、家庭の中で男性が女性をどんどん表に出すということもまだまだ佐賀では少ないと思う。

やっぱり無理をしてもというのがすごく心に刺さってきて、地域で女性を育てるということをやっただけだと、議員に立候補する人も出てくるのではないかと思う。

(委員長)

これについては、ここで議論を止める。

第12条の職員の役割及び責務、一人二役運動について、事務局から説明願いたい。

(事務局)

第12条の逐条解説にある「一人二役運動」を条文の第4項として格上げしてはどうかという意見である。

第12条は職員の役割を規定しており、ここで規定した役割以外にもう一役担うというのが一人二役運動であるため、条文の中で規定することは難しいと考えている。

(委員G)

私の実感としては、市の職員に地域のスタッフとして積極的な参加をお願いしたいと思っているが、難しいところもあるかもしれない。市の職員は表も知っているけれども、行政の裏も知っている。そうした中で市民の意見に対して適正に答えることができないという狭間というのがあるのではないか。

しかしながら、やはり市の職員にはもっと市民活動に積極的に入っていただきたいという要望が強かったため、一人二役という言葉を表に出してでも出てきてもらいたいという思いがある。

(副委員長)

一人二役と言わなくても、職員も市民であるので、当然、市民として参加することは当たり前ではないか。その点がまだ職員の方に浸透していないのではないか。仕事をしながらボランティアやPTA活動等、有給休暇をうまく使いながらやっている市の職員もいる。職員

の中でも温度差があると感じる。

(委員長)

現職で地域活動等に参画するときに、困ることがあるのか。

(古賀地域振興部長)

私個人としては、子どもをきっかけに、PTAや自治会、体協等の役をやるようになった。それで何か制約があるということはなかったし、逆にいろいろなことを学んだというのが大きいと思う。

ただ、これも住んでいる地域の環境にもよるところがあり、世帯数の多いところで特に交代制とかになるとなかなか担えないのではないかと思う。

個人的にはやはり現役の職員にも地域活動に参加して欲しいし、退職後も何か恩返しとして地域で活動していただきたいと思っている。

(委員長)

退職後の職員は地域で活動している人は多く、現役だと何か入りにくいのではないかと考えていたが、それはないということか。

(古賀地域振興部長)

いろんなことをさせられるのかなという、やらされ感があるのではないか。ただ、実際やってみると、そうでもないことも多く、まず、やってみることが大事だと思う。

まちづくり協議会のいいところは、自分たちで困り事を抽出して取り組むところ。実際に自分が困っていると、携わりたくなるというところから、だんだん地域に貢献していくきっかけづくりとしていいのではないかと考えている。

(委員長)

自分たちのアイデアで活動もできるので、まちづくり協議会の活動はいいかもしれない。

(委員H)

資料3のアンケートの問9のところ、一人二役の推進につながる方法として、時間外勤務の縮減が挙げられている。やはり忙しいから参加しないのではないかと単純に思った。

せっかくアンケートをとっているのであれば、参加しない理由を聞いて欲しい。

問8の活動する上での悩みとして、仕事との両立が難しい、家事との両立が難しい、過度の負担への不安が上位になっており、一般的に大変で、それ以外はしたくないというのが本音なのではないか。

(委員長)

このアンケート結果はおもしろい。

(事務局)

資料3について補足の説明をさせていただく。

このアンケートは平成19年から2年に1度実施しており、資料3は直近のアンケートとなる令和元年度の結果である。参考のために、自治基本条例が施行される直前の平成25年からのデータも併せて掲載している。

アンケートの主な項目をグラフとしてまとめている。まず、まちづくり協議会の認知度については、ほとんどの職員がまちづくり協議会の存在は知っているという結果になっている。

地域活動への参加の割合は、全体で75.8%が何らかの活動に参加をしたことがあると回答しており、若年層においては若干活動への参加の度が低い状況。

地域活動の参加の中でまちづくり協議会に参加したことがあるのは、全体で35.5%、参加したことがないという職員が51.4%という結果になっており、これも若い年代の参加が進んでいない状況となっている。

ただ、一方で、まちづくり協議会への参加の意向については、20代、30代の30%以上が今後参加したいという意向を持っている。また、分からないと回答をした職員も一定数おり、まちづくり協議会がどういうものか具体的にまだ分かっていないという状況が見えてくる。

活動する上での課題、悩みとしては、仕事の両立や家事・育児等との両立が難しいという意見と、過度の負担を強いられるのではないかと不安感、市の職員として地域活動に参加すると、負担が増えるのではないかと感じている職員が多いようである。

どのような方法があれば、一人二役の推進につながるかという項目では、時間外の縮減、年次有給休暇の取得促進のように、仕事以外の余暇の時間が増えればという意見が多く、それに次ぐものが地域の活動紹介、ボランティア等の情報提供ということで、情報がもっとあれば、参加しやすくなるのではないかと意見が多く出ている状況である。

(委員長)

妥当なというか、納得できるようなアンケート結果という感じがする。意外と参加の意欲はあるので、まちづくり協議会としては何か頑張って、皆さんたちに案内を出して、まちの活動に参加してもらおうようにすればいいのではないかと思う。

これから先、特に若い人たちにいろんな地域で活動して、子供たちがそれに参加して絆が

生まれるみたいなことがいっぱいできてほしい。これまでずっと培ってきたものが減ぶかもしれないという危機感もあり、次の世代に引き継いでいくというのが絶対に必要である。そういう地域の貴重な祭りなど、これから残したいものがたくさんあるので職員にも参画してもらい、その重要性に気づいていただければありがたいと思う。

まだ議論はたくさんあると思うが、第12条までの議論が終了した。事務局で変更案を考えたもらいながら、残りを次回議論していきたい。今回の検証委員会が出た意見を事務局で少し整理し、新しい文面として提案していただきたい。

(馬場協働推進課長)

委員の皆様ありがとうございました。今回の委員会の内容は次の第4回検証委員会で配付をさせていただく。逐条解説の修正案についても事務局で検討していきたい。

3 事務局連絡事項

第4回自治基本条例検証委員会は7月6日火曜日14時30分から、佐賀商工ビル4階A・G会議室で開催。追って通知文書を郵送する。

4 閉会